



美作市中小企業 設備資金利子補給金

設備資金融資について、対象経費の年利 **2.0%** 相当額以内を補助します。

美作市内の中小企業の振興を図るため、経営の安定及び発展に必要な設備資金融資を受けた中小企業に対し、その利子の一部を美作市が補助します。

制度の概要

対象経費及び対象限度額は？	1. 利子補給の対象となる資金は次の各号に掲げる設備資金のうち 50 万円以上のもの。 (1) 事業所等の新築費又は増改築費 (住居その他の用途に使用する部分を除きます。) (2) 機械購入費及び備品購入費 (3) 自動車購入費 (乗用車は、業務に必要なものに限り、営業に使用する車両を除きます。) 2. 一企業当たりの利子補給の対象となる借入金の額は、借入金のうち 500 万円が限度。 3. 利子補給の対象となる借入は、一企業当たり一借入に限る。(令和3年3月以前に認定を受けたものを除く。) 4. 利子補給の対象となる資金は、<u>令和9年度までに美作市の承認決定を受けたものに限る。</u> ※交付対象者は、<u>市内に事務所及び事業所を有する、みまさか商工会員</u>とします。 ※利子補給の対象となる借入金融機関は、<u>株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫等政府関係金融機関、普通銀行、信用金庫及び農林中央金庫等の預貯金取扱金融機関（外資系金融機関を除く。）</u>とします。
補助金額及び期間は？	補助対象経費の年利2.0%相当分で利子払込開始月から5年間です。
申請方法は？	新たに利子補給の交付を受けようとする者は、 「美作市中小企業設備資金利子補給金承認申請書」に次の書類を添えて、 令和7年12月5日(金)までに、みまさか商工会本部または、各支所まで提出して下さい。 (1) 市税の完納証明書 (2) 金銭消費貸借契約書の写し (3) 当該設備資金に係る償還予定表及び融資実行時の利息計算書等 (4) 対象設備の写真及び見積書又は領収書の写し (5) 法人登記簿謄本（個人事業主にあっては不要） (6) 美作市中小企業設備資金利子補給計算書 (7) 通帳の写し (8) 設備の写真等

※詳しくは、みまさか商工会本部または各支所へご相談下さい。

お問合せ先・提出先：みまさか商工会本部 TEL:0868-73-6520
(または各支所まで)